

保存版

内藤・日吉地域連合防災会 地区防災計画



防災会のロゴマーク

そな び
備えんじゃ・しの備くん

令和元年 12 月

目次

1. はじめに	1
1-1 これまでの経緯	1
1-2 地区防災計画とは何か?	3
2. 地区の現況について.....	4
2-1 地区の現況について	4
2-2 地区の特性を踏まえた防災まちづくりに向けて	5
3. 地区防災計画の目的.....	7
3-1 地区防災計画の目的	7
3-2 防災会および自治会の役割の明確化	7
4. 目的を達成するための取組.....	8
4-1 災害に備える活動（平常時）	8
4-2 災害を乗り越える活動（災害時）	11
参考資料	17
参考資料 1 防災まちづくりアンケート結果等から見た地区の現況	18
参考資料 2 災害に備えた各家庭の取組<東京都発行『東京防災』より>.....	22
参考資料 3 防災関連情報の連絡先・国分寺市からの情報発信	29
参考資料 4 災害協定について	30
参考資料 5 災害時における水の確保	31
参考資料 6 災害時の医療体制<国分寺市地域防災計画より>	32
参考資料 7 り災証明書と被災証明書について	33
参考資料 8 関連する計画・報告書等	34

1. はじめに

1-1 これまでの経緯

内藤・日吉地域連合防災会は、平成9年10月に「内藤・日吉防災会」として内藤・日吉地域の市民防災推進委員有志により設立され、以降、春・秋の防災訓練、毎月の井戸端会議など、自主防災組織として市民防災の推進に取り組んできました。

その後、平成23年3月の東日本大震災などを受け、災害に強いまちづくり、自助・共助の基盤づくりをより確実に進めるため、平成26年以降、防災まちづくり推進地区の指定を目指すこととし、地域内の各自治会と協議を進めました。

そして、平成28年度の総会において、会則を変更、名称も現名称に変更し、平成28年6月17日、6自治会（内藤自治会、戸倉自治会、内藤睦会、内藤二丁目自治会、日吉町新和会、日吉町二丁目自治会）の賛同のもと、防災まちづくり推進地区の申出を行い、7月1日に指定を受け、11月26日、「第14号防災まちづくり推進地区」として国分寺市と協定を締結しました。



協定締結式（H28.11.26）

協定の締結により、平成29年1月から、国分寺市とコンサルタントの支援も受けながら、「地区防災計画」の策定を目指し、地域の現状と課題を把握するための「防災まちづくりアンケート」の実施（2回）や、まち歩きとその結果を踏まえた「我がまちの防災情報マップ」の作成、さらに大地震等の災害発生時に地区防災センター（第五小学校、第九小学校）と自治会との間で、情報把握・伝達を図るための「地区本部」の設置についての検討などを行ってきました。

そして、以上のような取組や議論の結果を踏まえここに、本地区における具体的な防災まちづくりの指針となる「地区防災計画」を策定しました。

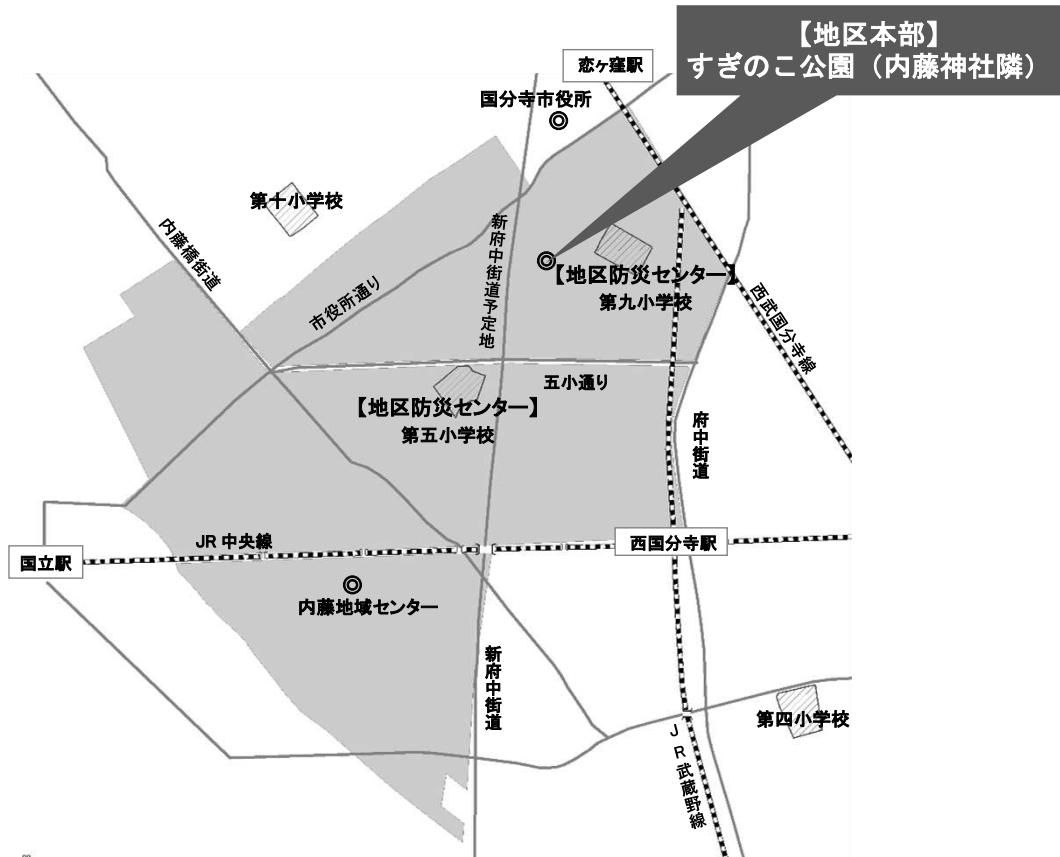
またこの間、新たに4自治会（内藤みどり会、日吉町清秋会、内藤一丁目都営第3アパート自治会、武蔵台自治会）の加入を得、おおむね地域内全自治会との連携が実現しました。さらに、グローブテラス国立管理組合

防災まちづくりは、まさに防災を切り口とした地域づくり、ネットワークづくりであると考えています。本計画が地域の皆さまのご理解、ご協力によりそのよすがとなることを願ってやみません。

令和元年12月

内藤・日吉地域連合防災会
会長 龍神 瑞穂

参考：内藤・日吉地域連合防災会の活動範囲



地区本部とは？

- 大地震等の災害時における地域住民の安否や被災状況の情報把握・伝達の拠点として、防災会が自主的に設置・運営を行うものです。
- なお、**地区本部は避難所の機能を有するものではありませんので、すぎのこ公園で避難生活を送ることはできません。**



防災会のロゴマーク

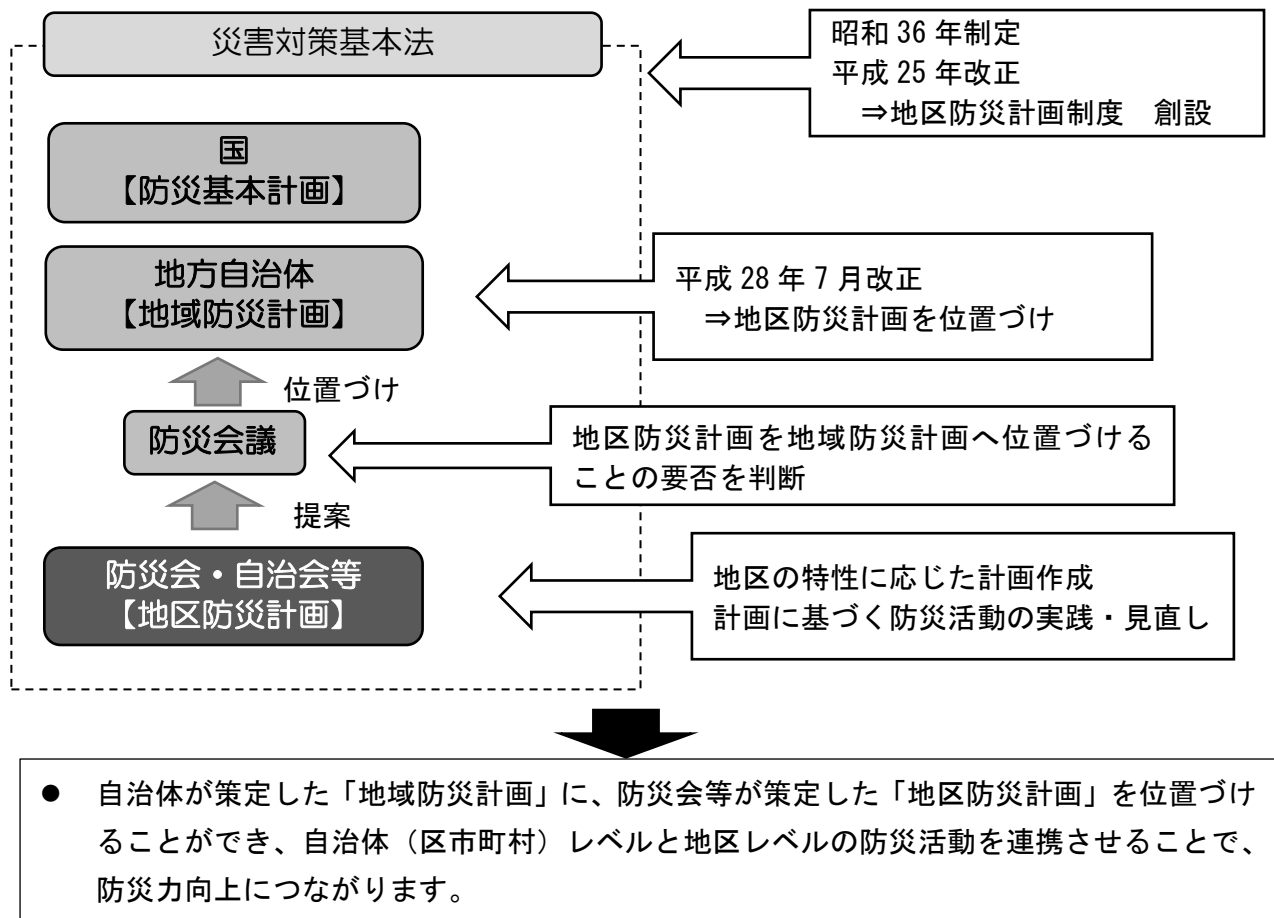
そな び
備えんじゃ・しの備くん

■防災会構成自治会（令和元年12月現在）

- | | | |
|--------------------|--------------|-------------|
| 【内藤自治会】 | 【戸倉自治会（南地区）】 | 【内藤睦会】 |
| 【内藤二丁目自治会】 | 【日吉町新和会】 | 【日吉町二丁目自治会】 |
| 【内藤みどり会】 | 【日吉町清秋会】 | |
| 【内藤一丁目都営第3アパート自治会】 | 【武蔵台自治会】 | |
| 【グローヴェテラス国立管理組合】 | | |

1-2 地区防災計画とは何か？

(1) 災害対策基本法の位置づけより



(2) 国分寺市の【防災まちづくり推進地区】

国分寺市では、昭和 56 年 2 月に高木町自治会が市と第 1 号の協定を結んでから、現在までに 15 団体が市と協定を結びその地域に合った“防災まちづくり”を進めています。

この事業は、市民主体により「安全で住みよいまちづくり」を地域で具体的に実践していくもので、目標として次の 4 つが挙げられます。

- 地区単位の防災コミュニティづくり
- 市民と行政が協力して地区の防災計画をつくる
- 市民の意向と合意を基本とした安全な環境づくり
- 災害時における市民の活動体制づくり

国では、平成 25 年の災害対策基本法の改正により地区防災計画制度を創設していますが、国分寺市では、それより前から、地区レベルの防災まちづくりに取り組んでいます。

防災まちづくり推進地区は、市と協定締結後、3 年間にわたり市および専門のコンサルタントの支援を受け、地域の特性を踏まえた「地区防災計画」を策定します。

2. 地区の現況について

2-1 地区の現況について

(1) 地区の概要

- 内藤・日吉地域連合防災会は、防災まちづくり推進地区の中で最も広い面積（1.14km²）を有しており、地区内の自治会加入世帯数は、二千世帯を超えています（令和元年5月現在）。
- 地理的に、JR中央線により北側の日吉町・西恋ヶ窪地域、および戸倉・富士本の一部地域、南側の内藤地域に区分されます。
- さらに、平成30年11月に発行した【我がまちの防災情報マップ】では、JR中央線より北側を二分割し「北部エリア（九小エリア）」、「中部エリア（五小エリア）」に区分しています。なお、JR中央線の南側は「南部エリア（内藤エリア）」と区分しています。
- 地区内には第五小学校と第九小学校の2か所の地区防災センターがあります。

(2) 各町丁目の人口の推移

- 平成22年から平成30年までの人口の推移をみると、地区全体では34人の増加となっています。
- 町丁目別にみると、人口の増加は内藤二丁目（168人）が最も多く、減少は日吉町四丁目（128人）が最も多くなっています。

表 地区別人口の推移

	日吉町 一丁目	日吉町 二丁目	日吉町 三丁目	日吉町 四丁目	内藤 一丁目	内藤 二丁目	富士本 一丁目	戸倉 二丁目	西恋ヶ窪 二丁目	西恋ヶ窪 三丁目	西恋ヶ窪 四丁目	総数
平成22年	2,236	2,249	1,924	1,479	2,093	2,429	2,296	1,576	776	1,721	1,179	19,958
平成30年	2,139	2,220	1,965	1,351	2,101	2,597	2,380	1,583	811	1,624	1,221	19,992
増減人数	-97	-29	41	-128	8	168	84	7	35	-97	42	34

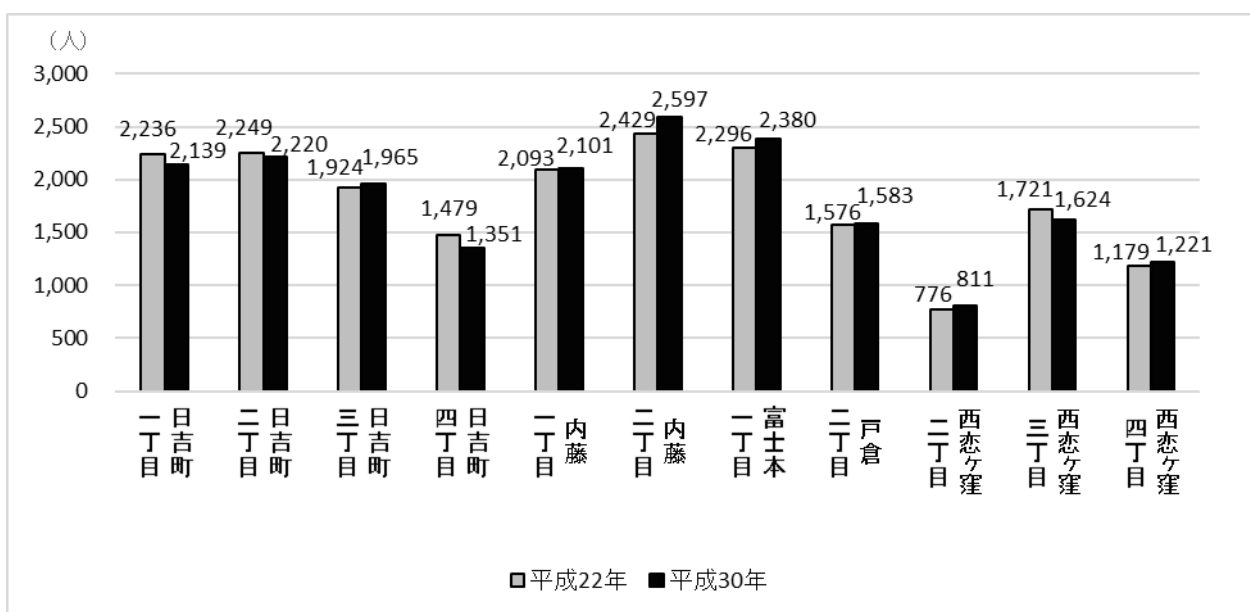


図 地区別人口の推移

出典：国分寺市住民基本台帳（各年1月1日現在）

2-2 地区の特性を踏まえた防災まちづくりに向けて

(1) 地域連合防災会としての取組

内藤・日吉地域連合防災会（以下、「防災会」という。）は、その名のとおり多数の自治会からなる連合防災会で、防災まちづくり推進地区の中で最も広い面積を有しています。

このため、大規模な災害があった場合には、防災会と各自治会は、明確な役割分担のもと、連携して組織的に行動する必要があります。

そこで、大規模な災害とその応急対応に際しては、まず地域住民に最も近い自治会が安否確認や被災状況の把握を行うことが必要です。

防災会では、そのような情報把握・伝達を行いやすくするためのフォーマット等の提供を行うとともに、各自治会の特性や事情を考慮しつつ、災害時の体制づくりへの支援を行います。

(2) 自助・共助の充実に向けた取組

第2回防災まちづくりアンケートでは、「大地震が起きた場合、地震発生直後に最も頼りにしたいのは誰（どこ）ですか？」という質問に対して、41.0%が「隣近所」と回答しています。やはり、とっさの時に頼りになるのはご近所です。

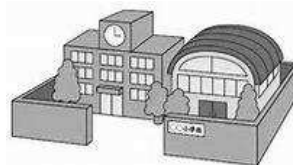
地域の防災力を高めるには、下図に示すように「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要ですが、まず地域の防災力の「ベース」となる「自助」そして「共助」の充実に向け、各家庭の防災対策の支援や顔の見える「ご近所づくり」などの取組を進めます。



(3) 在宅避難に備えた取組

国分寺市では、災害時に避難所の機能を有する地区防災センター（※1）を17か所（市立小中学校、都立国分寺高校、東京経済大学）定めており、震度5弱以上の地震が発生した場合に、市の災害対策本部の判断により開設されます。

※1 地区防災センターは、避難所（体育館等）、避難場所（校庭）のほかに、市からの情報収集発信拠点、支援物資の配給拠点等としての機能を有しています。本地域には第五小学校と第九小学校があります。



上記の地区防災センター17か所で受け入れ可能な人数は、約18,000人であり、これは国分寺市の人口（約12万人）に対して、15%程度に過ぎません。（本地域においては、第五小学校：1,097人、第九小学校：847人です。）

また、避難所としての地区防災センターは、家屋が倒壊したり、火災によって焼失したりして自宅で生活できなくなった被災者などを受け入れるために開設されるものです。

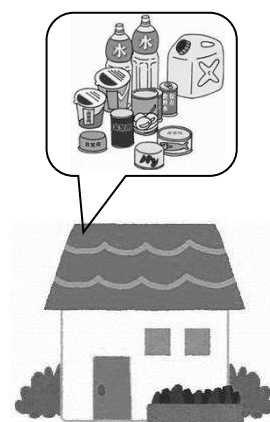
このため、自宅が倒壊などせずに避難生活を送ることが可能であれば、基本的には大半の住民が【在宅避難生活】を送ることになりますので、在宅での避難生活に備えた取組を進めていく必要があります。

<参考：自宅で避難生活を送る【在宅避難生活】>

- 自宅が倒壊・焼失などせずに、生活することが可能な皆さんは、【在宅避難生活】を送ることになります。
- 在宅避難を行う場合は、市が行う「被災建築物の応急危険度判定（※2）」も参考にしてください。

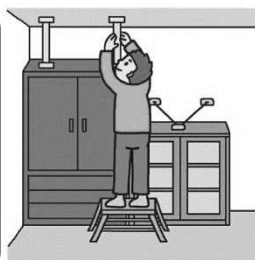
※2 震度5弱以上の地震が発生した場合、被害の状況によって、市が「被災建築物の応急危険度判定」を実施します。なお、「危険」、「要注意」、「調査済み」の判定は、家屋内の立ち入りを制限するものではありません。

- 在宅避難生活を送るためには、以下に示すような家屋の安全対策と、水や食料などの備蓄品の準備が必要です。



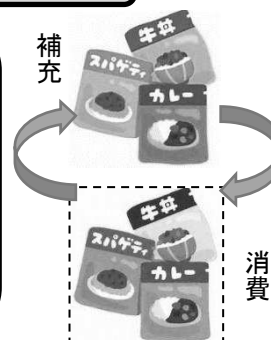
家屋の安全対策

- ◆ 大型家具や家電類の転倒防止
- ◆ 必要に応じた耐震診断、耐震改修の実施
- ◆ 家庭用消火器の備え付け
- ◆ 感震ブレーカーの設置等



備蓄品等の準備

- ◆ 飲料水と食料は、1週間分を準備
- ◆ インスタント食品等を消費しながら買い足す「ローリングストック法」も有効



家屋の安全対策および備蓄品等の準備については、22ページ以降の参考資料をご覧ください。

3. 地区防災計画の目的

3-1 地区防災計画の目的

- 地域の防災活動に対する各主体の役割を明確にし、災害に備え、災害を乗り越えるための取組を進めるとともに、地域住民一人一人の「自主防災力」を高めることを地区防災計画の目的とします。

3-2 防災会および自治会の役割の明確化

主体	平常時 (災害に備える)	災害時 (災害を乗り越える)
防災会	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治会、学校・PTA、民生・児童委員、消防団等と連携を図り、地域全体の防災力の向上、防災意識の啓発のため、防災訓練やイベントなどの企画・開催、情報発信等を行います。 ● 各自治会と連携を図り、防災資機材の準備、各家庭の防災対策の支援、地域点検等を行います。 ● また、これらの活動を通じて地域のネットワークづくり、地域コミュニティの再生を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区本部を設置・運営し、各自治会と地区防災センター（第五小学校、第九小学校）との間で情報（安否情報、被災情報、支援物資要望等）の把握・伝達等を行います。 ● 地区防災センター（第五小学校、第九小学校）に協力要員を派遣し、「地区防災センター運営マニュアル」に基づいて運営に参加します。
自治会 (会長以下、 組長・幹事な どの役員が、 主体的に行動 するものと します。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災会と連携を図り、地域住民の防災意識の啓発や各家庭の防災対策の充実に向けた取組などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の安否や被災情報の把握を行い、地区本部に伝達するとともに、地区本部からの情報をもとに、支援物資の受け取り・配布を行います。 ● 必要に応じて救護活動、防犯活動を行います。 ● 地区本部と連携のもと、地区防災センター（第五小学校、第九小学校）に協力要員を派遣し、運営に協力します。
自治会員	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から、家屋の安全対策や備蓄品の充実を図り、在宅避難生活に備えます。 ● 防災会や市が行う防災訓練等に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身や家族、隣近所などの安全を確認します。 ● 各自治会のルールに従って、地域住民の安否や被災情報の把握に協力します。

【自治会に加入していない住民について】

- ◆ 長期的には自治会への加入を勧め、地域の防災力を高めるものとします。
- ◆ 災害時において、自治会に加入していない住民から支援を求められた場合、これを拒否するものではありません。
- ◆ 自治会に加入していない住民の安否確認などについては、各自治会の判断で可能な範囲で行うものとします。



4. 目的を達成するための取組

4-1 災害に備える活動（平常時）

(1) 防災会の取組（案）

① 防災力の向上・防災意識の啓発

ア) 防災訓練やイベントなどの企画・開催

- 春・秋の防災訓練（初期消火、通報訓練、煙体験、AED、ロープワーク、炊き出し、スタンドパイプ、起震車体験などから選択）
- 地区本部設置訓練（市の総合防災訓練と連携）
- 五小、九小の避難所運営訓練（初動要員、学校関係者、PTA、民生・児童委員との連携）
- 学校キャンプなどでの防災プログラムの実施
- イザ！カエルキャラバン！での防災プログラムの実施
- 講演会・学習会などの開催
- 防災バス研修
- まち歩きと必要に応じた【我がまちの防災情報マップ】の更新
- 井戸端会議（なかよし公園・内藤橋公園・ポプラ公園）
- 内藤地域センターまつりなど地域の催しに参加、協力



防災訓練(炊き出し)



学校キャンプ(第五小)



防災バス研修(立川防災館)

イ) 情報発信

- 防災まちづくりニュースの発行（年4回予定）
- ホームページ（SNS）などを通じた情報発信

② 防災資機材の準備

各自治会と連携・調整し、資機材を準備するとともに災害に備えた訓練を行います。

- 防災資機材の準備（リヤカー、テント、炊き出し資機材、非常用発電機等）
- 防災資機材の操作体験、訓練等の実施

③ 各家庭の防災対策の支援

各自治会と連携し、減災、在宅避難のための備えの支援を行います。

- 住宅用火災警報器、家庭用消火器備え付けの啓発
- 感震ブレーカー設置の啓発
- 耐震診断、耐震強化工事助成制度紹介



④ 地域点検（危険箇所等の把握と対策）

ア) ブロック塀等危険箇所把握と対策

老朽化して危険なブロック塀等の危険箇所を把握するとともに、改善に向けた情報提供等を行います。

- 定期的な地域点検（まち歩き等）による危険箇所の把握
- 改善に向けた国分寺市の生け垣助成制度等の紹介



<国分寺市の生け垣助成制度>



- 新設の生け垣であること(ブロック塀などを撤去して生け垣を造成する場合を含む)。
- 原則として幅員4メートル以上の道路に面していること。
- 生け垣の総延長は2メートル以上とすること。
- 延長1メートルあたり8千円を上限に補助。
- 問合せは、国分寺市緑と建築課 042-325-0111(内線:352・353・354) [内容は令和元年5月時点]

<国分寺市のブロック塀耐震診断助成金交付事業>

- 道路および隣地境界に面する高さ1メートルを超えるブロック塀、石塀等(万年塀除く)が対象。
- 1敷地あたり1万円を助成(1回限り)。
- 問合せは、国分寺市建築指導課 042-325-0111(内線:484・485) [内容は平成31年4月時点]

<国分寺市のブロック塀等撤去工事等にかかる費用の助成制度>

- 道路等、および隣地に面して設置された、高さ1メートルを超えるコンクリートブロック塀、石塀、万年塀等と門柱の撤去工事。
- 道路に面したブロック塀等の撤去に伴うブロック塀およびフェンス等の設置工事。
- 撤去費用と、塀の長さ1メートルあたり6千円を乗じた額とを比較して少ない方の額を助成。
- 設置費用と、塀の長さ1メートルあたり4千円を乗じた額とを比較して少ない方の額を助成。
- 問合せは、国分寺市建築指導課 042-325-0111(内線:491・492) [内容は令和元年6月時点]

イ) 空き家等の把握と対策

地域に増加している空き家等の把握と、適正な管理や活用の可能性について対策を検討します。

- 定期的な地域点検（まち歩き等）や、自治会との連携による空き家等の把握
- 具体的な空き家対策の検討（国分寺市空き家バンクの活用等）

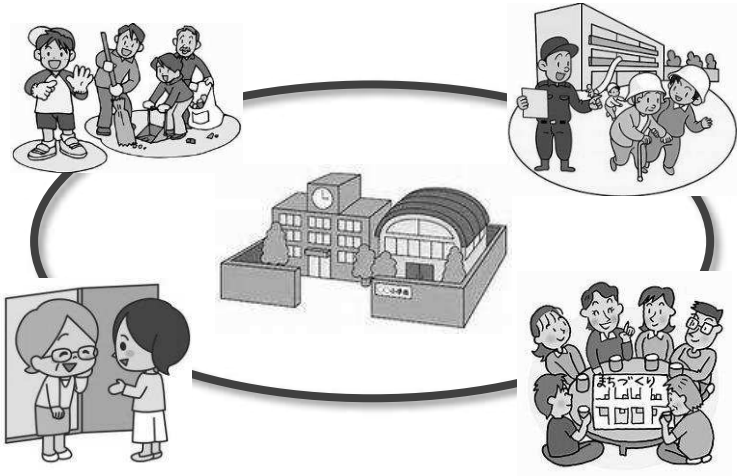




- 空き家バンクは、市内の空き家の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を市 HP や市窓口で閲覧できるようにすることで、空き家の利用を希望する方に情報提供を行う仕組みです。詳細については、国分寺市ホームページの「国分寺市空き家バンク(空き家の利活用)」を確認してください。
- 問合せは、国分寺市まちづくり推進課 042-325-0111(内線:453)[内容は平成 31 年4月時点]

⑤ 地域のネットワークづくり

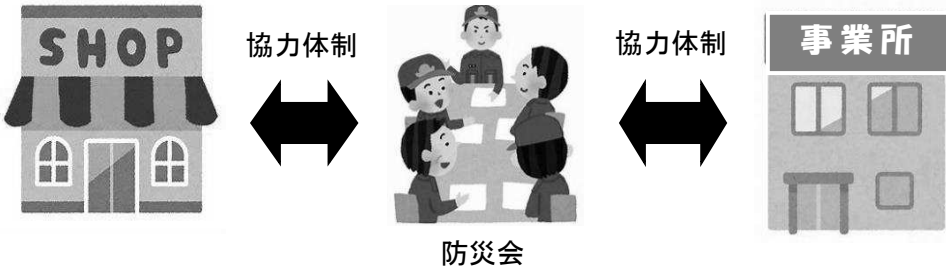
防災会を構成する自治会間の連携をはじめ、学校・PTA、民生・児童委員などとの連携を図り、地域のネットワークづくりを進め、学校を核としたコミュニティの再生を進めます。



⑥ 事業所、店舗等との災害時における協力体制づくり

地域に存在する事業所や店舗等と災害時における被災者支援等に関する協力体制づくりを進めます。

- 地域に存在する事業所、店舗等の把握
 - どのような協力体制が構築できるかの検討
- 例) 飲食店⇒防災訓練や災害時における炊き出しへの協力
 事業所⇒災害時における避難スペース、倉庫を活用した備蓄品等のスペース等





4-2 災害を乗り切る活動（災害時）

(1) 想定される災害（首都直下地震）

東京都は平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を発表しています。被害想定については、「東京湾北部地震」、「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の4つのタイプを挙げ、発生 の時間帯や風速などの条件を設定し、どのような被害が想定されるか算出しています。

国分寺市の地域防災計画は、上記の中から最も大きな被害想定をもとに策定されており、人的被害等の想定は以下のとおりです。

<想定地震>

地震の種類	立川断層帯地震	風速	8m/秒	
地震の規模	M7.4	震度別面積率	震度6強	99.7%
発生時間	冬の午後6時	(※)	震度7	0.2%

※ 小数点以下四捨五入の都合により合計面積率が100%になっていません。

<被害想定>

○ 人的被害

死者数	187人
うち災害時要援護者死者数	99人
負傷者数	1,886人(※)
うち重傷者数	356人
避難人口	58,443人
うち避難生活者数(避難所に来る人)	37,988人
うち疎開者人口(避難所以外で生活する人)	20,455人
徒歩帰宅困難者数	23,791人
エレベーター閉じ込め台数	45台
自力脱出困難者数	1,225人(※)
震災廃棄物	61万トン

※ 最大数値である午前5時のケースを採用しています。



- 上記のように、局所的に最大震度7という強い揺れが想定されています。
- 震度5弱以上の地震が発生した際、地区防災センターの開設と連携して、地区本部の設置・運営を行うものとします。



(出典: 国分寺市地域防災計画)

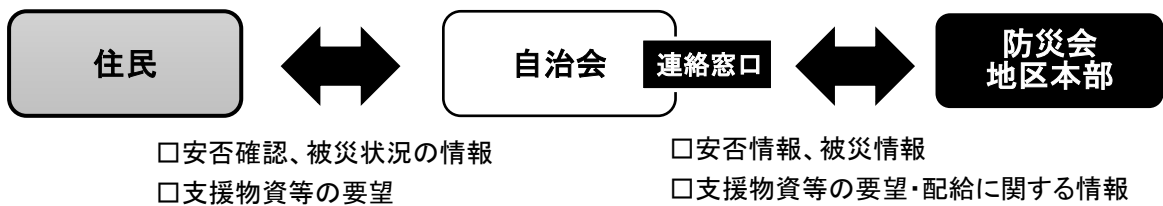


(2) 災害時における体制

① 基本的な考え方

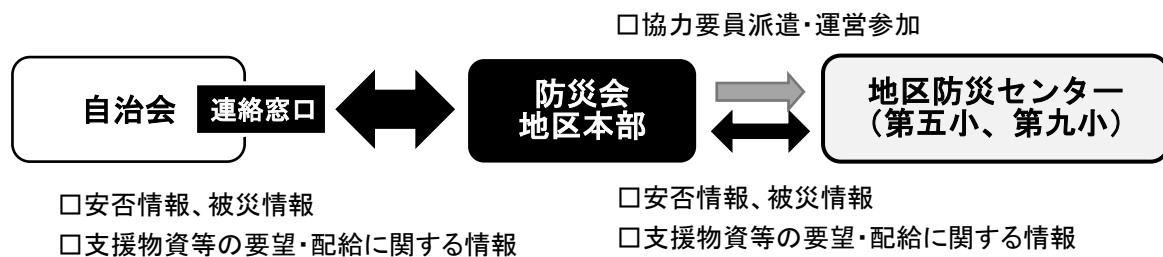
自治会の活動

- 災害時には、住民に最も近い自治会が、安否確認や被災状況の情報把握を行います。
- 支援物資等に関しては、自治会単位で地区本部を通して、地区防災センターへ要望します。なお、支援物資の受領については、各自治会が直接地区防災センターへ出向くものとします。
- 各自治会では、災害時の活動の拠点となるとともに、防災会の地区本部と安否情報や被災情報のやりとりを行う「連絡窓口」を設置します。

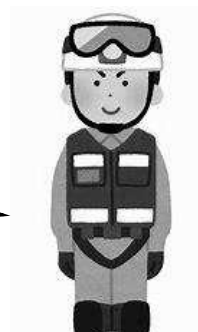


防災会の活動

- 地区本部を開設し、各自治会の安否情報、被災情報、支援物資等の要望を把握し、地区防災センターへ伝達するとともに、市からの情報を各自治会に伝達します。
- 地区防災センターへ協力要員を派遣し、運営に参加します。

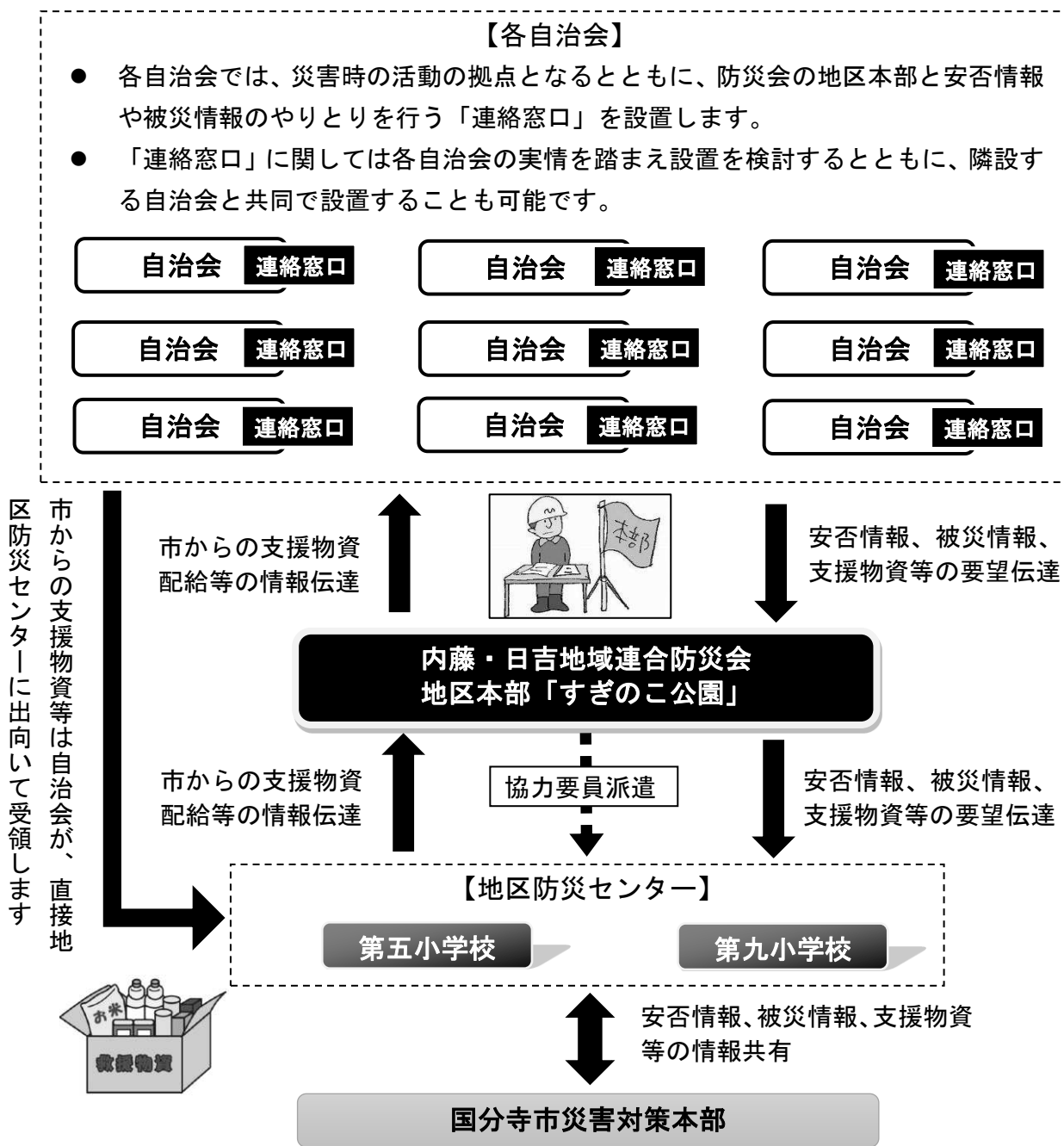


- 防災会が設置する**地区本部**は、大地震等の災害時における地域住民の安否や被災状況の情報把握・伝達の拠点です。
- なお、**地区本部は避難所の機能を有するものではありませんので、すぎのこ公園で避難生活を送ることはできません。**





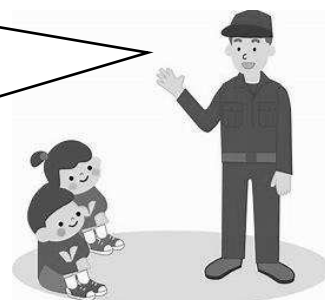
② 組織体系のイメージ（案）



//////////////////// 災害時の治安について //////////////////////



- 大地震等が発生すると、被災地では治安が悪化し、いわゆる「火事場泥棒」のほか、避難所でも子どもや女性の被害が報告されています。
- 警察や消防等とも協力しながら、地域ぐるみで、治安の維持に努める必要があります。





(3) 地区本部の設置・運営

地区本部の設置・運営は以下の手順で行うものとします。なお、運営の詳細については、別途【地区本部運営マニュアル】を定め、これに基づくものとします。

① 地区本部の設置場所

日吉町四丁目の「すぎのこ公園」（内藤神社隣）に地区本部を設置します。

② 地区本部の開設にあたっての資機材等

地区本部の開設にあたって必要な資機材（テント、机、イス、非常用発電機等）は、「すぎのこ公園」に防災倉庫を設置し格納します。

③ 地区本部の要員

地区本部の設置・運営は、基本的に防災会役員・幹事を中心に行うものとします。

④ 地区本部の開設手順

震度5弱以上の地震が発生した際、防災会役員・幹事が複数の手段を使って相互に連絡を取り合い、地区防災センターの開設と連携して、速やかに開設準備を進めるものとします。

なお、夜間の場合は状況によるものとします。

また、風水害については、地区防災センターの開設および被害状況を勘案して、開設の要否を検討することとします。

⑤ 地区本部の役割

安否情報・被災情報および支援物資の要望等の把握・伝達	□ 各自治会より報告された「安否情報」、「被災情報」および「支援物資の要望」等を把握し、地区防災センター（第五小、第九小）へ伝達 □ 地区防災センター（第五小、第九小）からの支援物資等の情報や、二次災害軽減のための情報を整理して各自治会に伝達 ※支援物資等は、各自治会が直接地区防災センターへ出向いて受領するものとし、住民への配給も各自治会が行う。
地区防災センターの運営支援	□ 地区防災センター（第五小、第九小）へ協力要員（複数人）を派遣し、避難所等の運営に参加

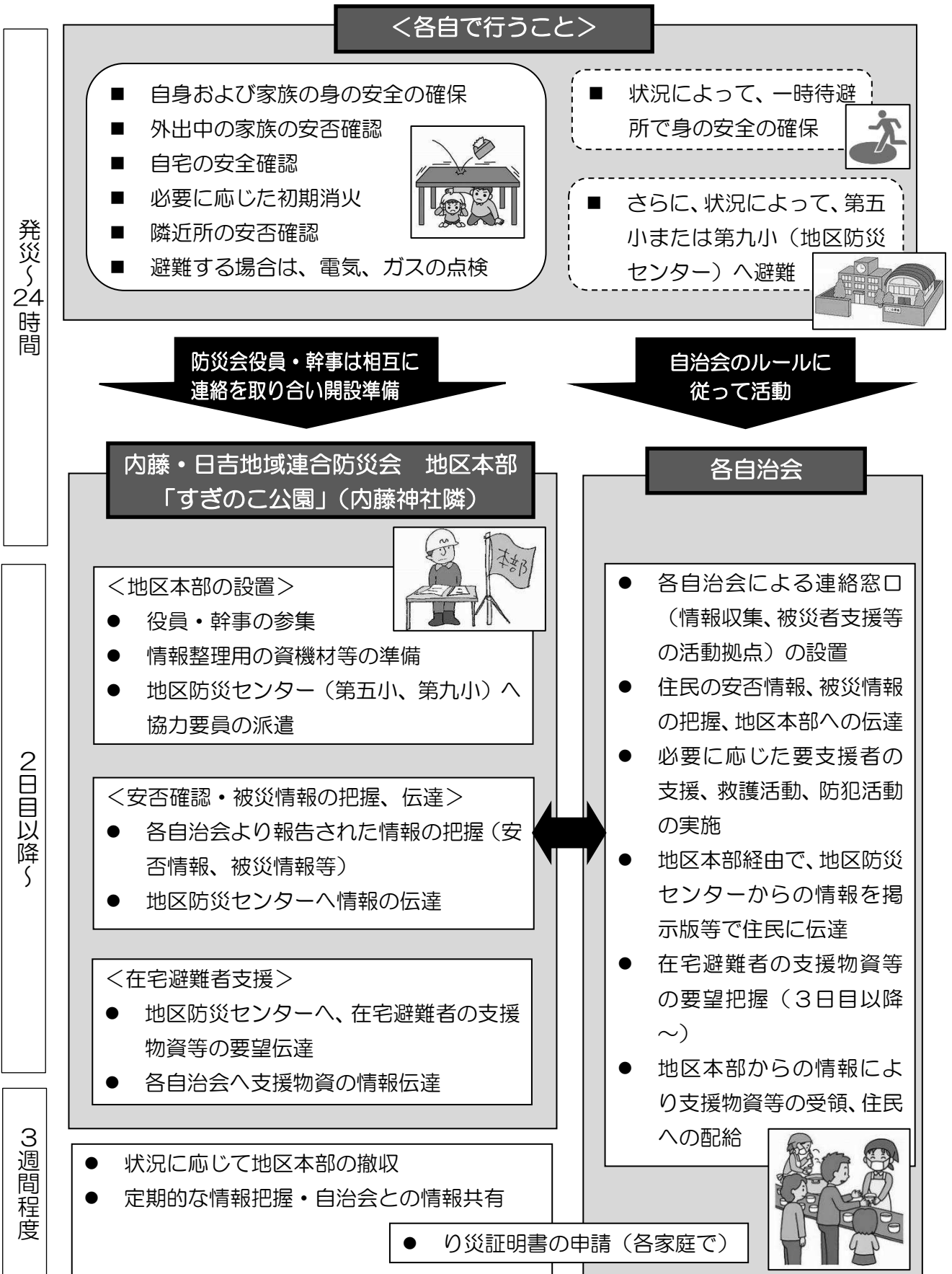
⑥ 地区本部の撤収

大きな混乱が収まり、生活インフラの回復の状況により、地区本部は撤収します。

なお、地区本部が撤収した後も、防災会は情報把握・自治会との情報共有に努めるものとします。



参考1：大地震発災からのタイムライン





参考2：水害・土砂災害に関する5段階の警戒レベルについて

昨今頻発する大型台風や平成30年7月の西日本豪雨被害の教訓を踏まえ、国では、水害・土砂災害について、避難情報と防災気象情報を以下のように5段階に整理し、令和元年5月29日より運用を開始しています。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

内閣府ホームページ：防災情報より

//////////////////// 風水害への応急対策 //////////////////////



<国分寺市地域防災計画より>

- 台風等により市が避難勧告等を発令する場合、緊急的に「東京経済大学」、「本町・南町地域センター」、「いずみプラザ」、「内藤地域センター」に避難場所を設置します。
- 風水害により、市の全域に災害が発生すると予測される場合、もしくは、市の複数地域に災害が発生した場合には、市は災害対策本部を設置し、地区防災センターの開設準備、自治会・町内会等との情報連絡、被災者への対応準備などを行います。

参考資料

- 参考資料の内容は以下のとおりです。
- 災害に備えた各家庭の取組は「今すぐに」やりましょう！
 - 1 防災まちづくりアンケート結果等から見た地区の現況・・・18 ページ
 - 2 災害に備えた各家庭の取組＜『東京防災』より抜粋＞・・・22 ページ
 - 3 防災関連情報の連絡先・国分寺市からの情報発信・・・29 ページ
 - 4 災害協定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・30 ページ
 - 5 災害時における水の確保・・・・・・・・・・・・・・・・31 ページ
 - 6 災害時の医療体制＜国分寺市地域防災計画より＞・・・32 ページ
 - 7 り災証明書と被災証明書について・・・・・・・・・・33 ページ
 - 8 関連する計画・報告書等・・・・・・・・・・・・・・・・34 ページ



防災会のロゴマーク

ぞな び
備えんじゃ・しの備くん

■ 参考資料

参考資料1 防災まちづくりアンケート結果等から見た地区の現況

(1) 高齢者の状況

○地区全体における高齢者人口（65歳以上人口）は23.8%となっており、市全体の高齢者人口22.0%と比べて高くなっています。

○町丁目別に見た高齢化率については、西恋ヶ窪二丁目、富士本一丁目、戸倉二丁目の順に高く、それぞれ約3割を占めています。

表 地区別高齢者人口（人）

	日吉町一丁目	日吉町二丁目	日吉町三丁目	日吉町四丁目	内藤一丁目	内藤二丁目	富士本一丁目	戸倉二丁目	西恋ヶ窪二丁目	西恋ヶ窪三丁目	西恋ヶ窪四丁目	総数
高齢者人口	478	522	416	328	444	592	678	439	239	335	286	4757
うち75歳以上	238	282	234	172	215	287	373	240	138	165	149	2493
高齢化率	22.3	23.5	21.2	24.3	21.1	22.8	28.5	27.7	29.5	20.6	23.4	23.8

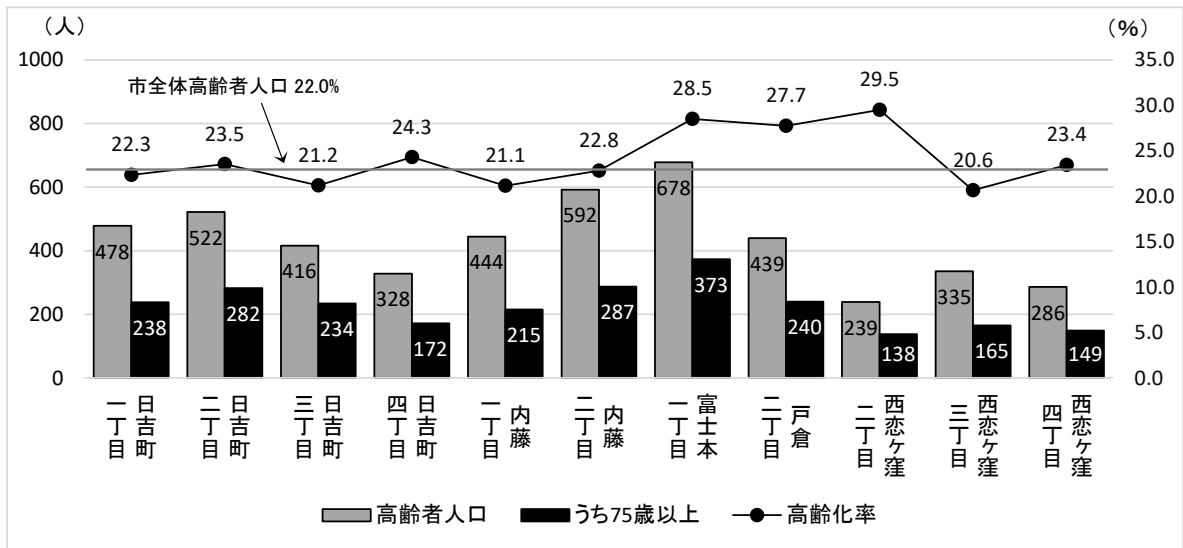
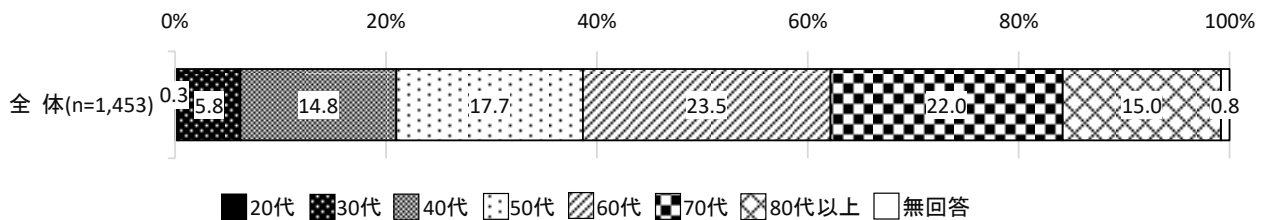


図 地区別高齢者人口

出典：国分寺市住民基本台帳（平成30年1月1日現在）

○防災まちづくりアンケートの結果をみると、60代以上の年代が6割以上を占めており、70代以上の年代で4割近くを占めています。



出典：防災まちづくりアンケート結果（平成29年度）

(2) 年少人口の状況

○地区全体における年少人口（15歳未満）は11.2%となっており、市全体の12.2%と比べて低くなっています。

○町丁目別に見た年少人口比率は、内藤一丁目、日吉町四丁目の順に高く、全ての地区で1割前後となっています。

表 地区別年少人口（人）

	日吉町一丁目	日吉町二丁目	日吉町三丁目	日吉町四丁目	内藤一丁目	内藤二丁目	富士本一丁目	戸倉二丁目	西恋ヶ窪二丁目	西恋ヶ窪三丁目	西恋ヶ窪四丁目	総数
年少人口	245	213	211	183	291	317	226	175	71	161	155	2248
うち0～4歳	79	70	65	50	122	112	77	58	26	82	41	782
年少人口比率	11.5	9.6	10.7	13.5	13.9	12.2	9.5	11.1	8.8	9.9	12.7	11.2

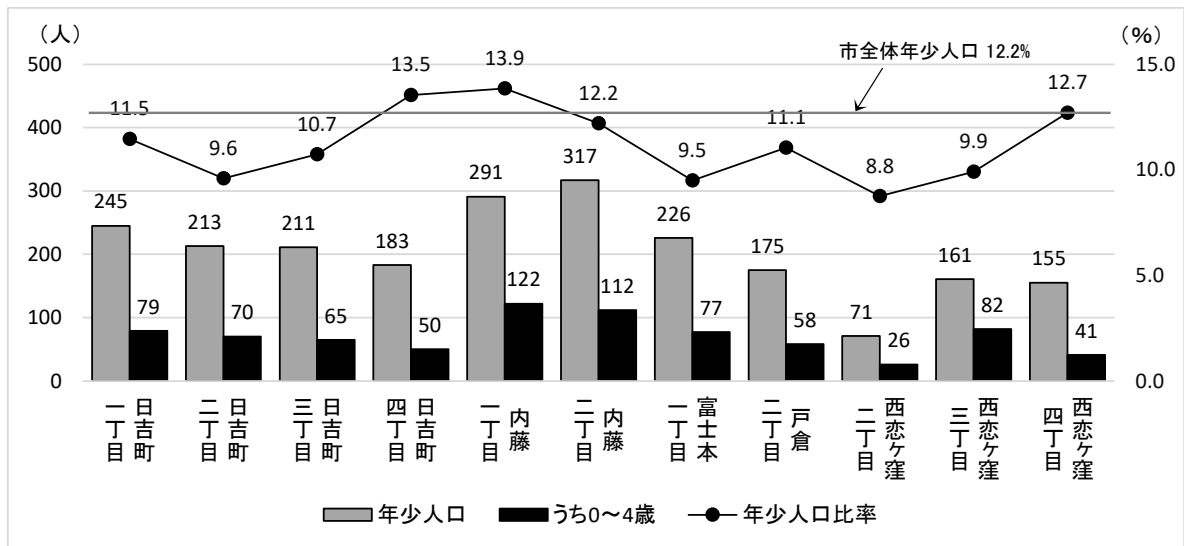
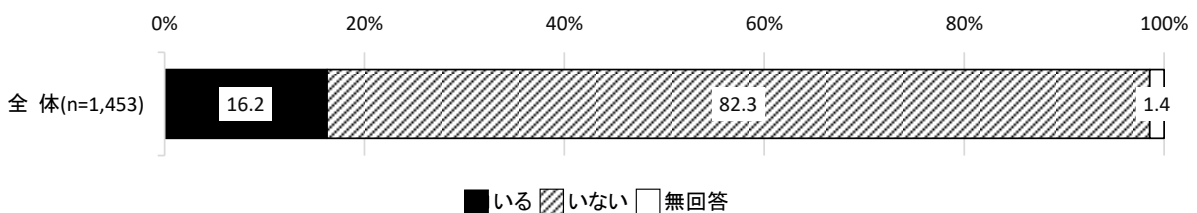


図 地区別年少人口

出典：国分寺市住民基本台帳（平成30年1月1日現在）

○防災まちづくりアンケート結果をみると、乳幼児や小学生の子どもがいる世帯が16.2%となっています。

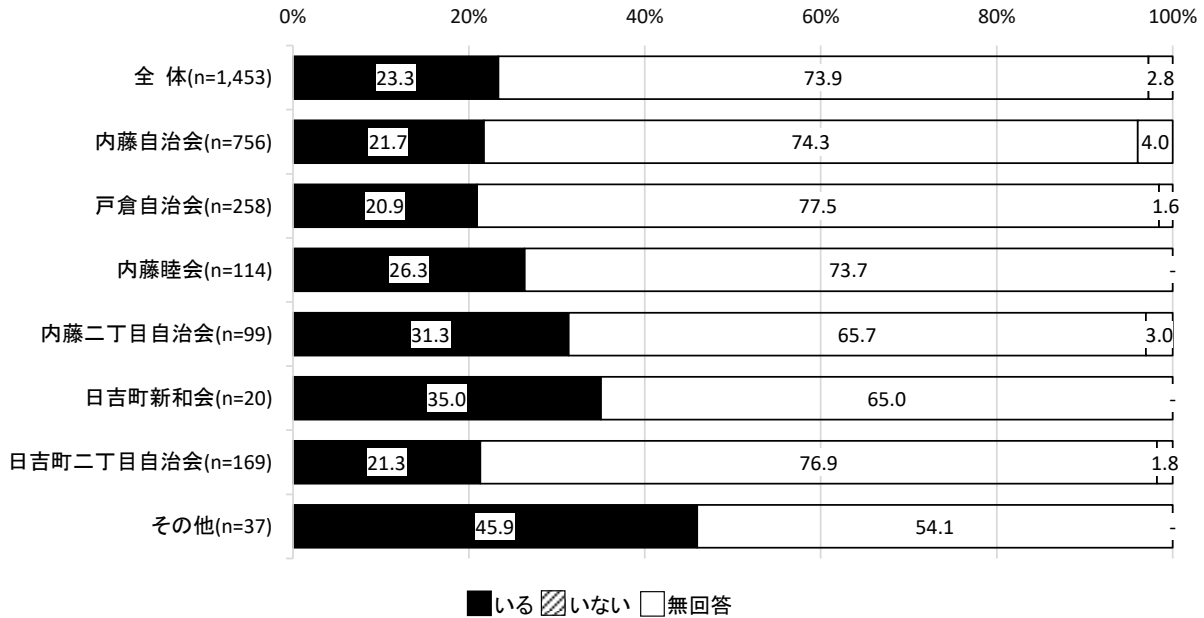


出典：防災まちづくりアンケート結果（平成29年度）

■ 参考資料

(3) 災害時要配慮者等の状況

○防災まちづくりアンケートの結果によると、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や身体が不自由な方、幼児について、内藤二丁目自治会、日吉町新和会、その他で「いる」が3割以上となっています。

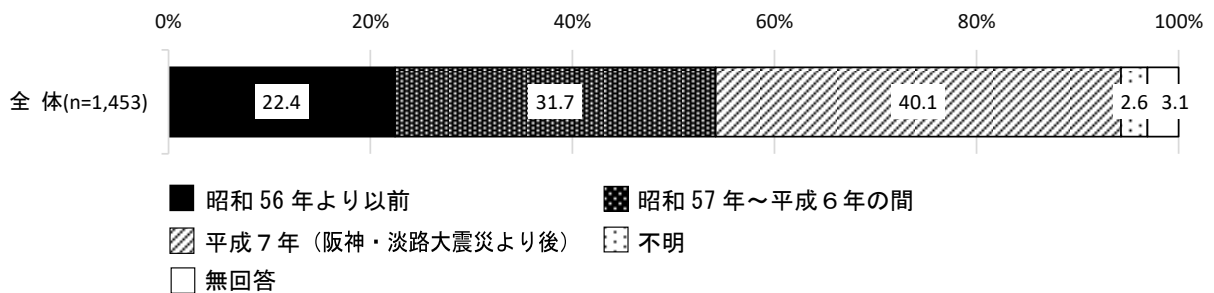


出典：防災まちづくりアンケート結果（平成 29 年度）

(4) 住居の建築年次

○防災まちづくりアンケートの結果によると住居の建築年次について、平成 7 年の阪神・淡路大震災より後に建築されたものが 40.1%となっています。

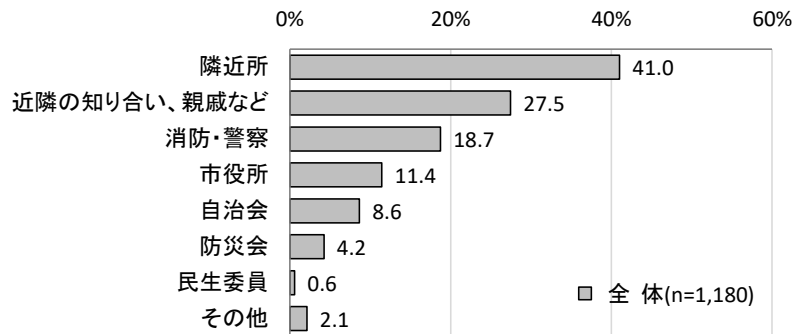
○一方で、建築基準法が改正された昭和 56 年より以前に建築されたものが 22.4%を占めています。



出典：防災まちづくりアンケート結果（平成 29 年度）

(5) 災害発生直後に頼りにする場所

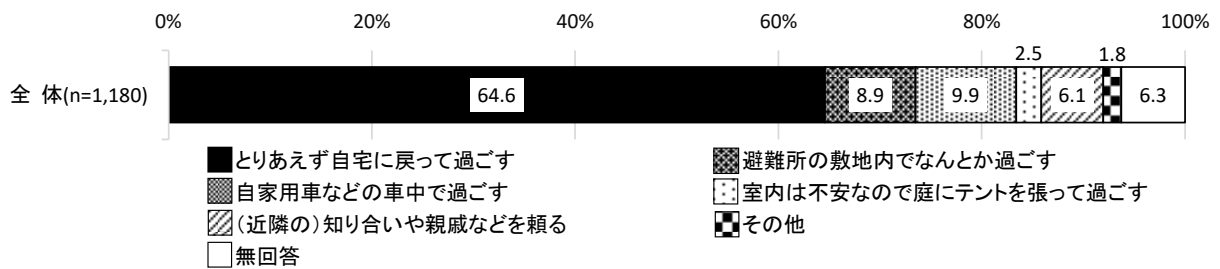
○防災まちづくりアンケートの結果によると、災害発生直後に頼りにする場所は、「隣近所」が41.0%で最も高く、次いで「近隣の知り合い、親戚など」が27.5%となっています。
○災害時に地域での共助のつながりを築けるよう、日頃から顔の見える近所づきあいをしておくことが必要です。



出典：防災まちづくりアンケート結果（平成30年度）

(6) 避難所に入れなかった場合の過ごし方

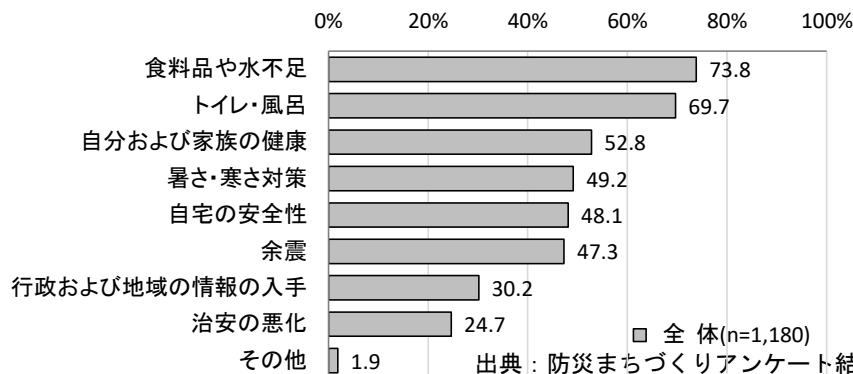
○防災まちづくりアンケートの結果によると、避難所に入れなかった場合の過ごし方としては、「とりあえず自宅に戻って過ごす」が64.6%で半数以上を占めています。
○日常から、在宅避難生活の備えをしておくことの必要性が伺えます。



出典：防災まちづくりアンケート結果（平成30年度）

(7) 在宅避難生活で不安なこと

○防災まちづくりアンケートの結果によると、在宅避難で過ごす際に不安なこととして、「食料品や水不足」が73.8%、「トイレ・風呂」が69.7%と高くなっています。
○食料品や飲料水については、ローリングストックに心がけるなど、各家庭で備蓄をしておくことの周知が必要です。



出典：防災まちづくりアンケート結果（平成30年度）

■ 参考資料

参考資料2 災害に備えた各家庭の取組<東京都発行『東京防災』より>

(1) 備蓄品等の準備

🔒 最小限備えたいアイテム

以下のリストは、最小限備えておくべき物の例示です。備えるべき品目については、各家庭の抱える環境はさまざまですから、一人ひとりが自分に合った物を考えて備えましょう。



食品

缶詰などは加熱しなくても食べられます。また、野菜ジュースはミネラルやビタミン不足を補うことができます。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 水（飲料水、調理用など） | <input type="checkbox"/> 加熱せず食べられる物
（かまぼこ、チーズなど） |
| <input type="checkbox"/> 主食（レトルトご飯、麺など） | <input type="checkbox"/> 菓子類（チョコレートなど） |
| <input type="checkbox"/> 主菜（缶詰、レトルト食品、冷凍食品） | <input type="checkbox"/> 栄養補助食品 |
| <input type="checkbox"/> 缶詰（果物、小豆など） | <input type="checkbox"/> 調味料（しょうゆ、塩など） |
| <input type="checkbox"/> 野菜ジュース | |

「東京都発行『東京防災』P.86より引用」

被災地を経験して重要だった物

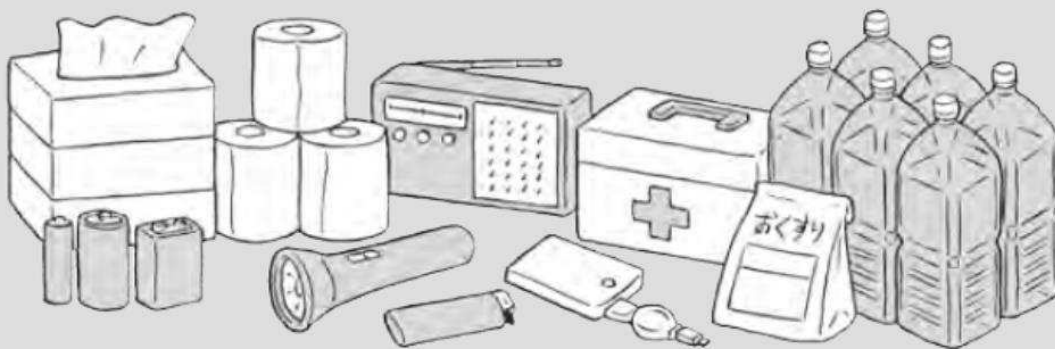
被災地の避難生活を経験した方が重宝したという物は以下のアイテムです。このほか高齢者や乳幼児がいる家庭では、おむつや常備薬など、生活する上で必要不可欠な物は日頃から多めに備えましょう。病気の方、療養食が必要な方、アレルギー体質の方についても同様です。

- | | | |
|--|--------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 水 | <input type="checkbox"/> 簡易トイレ | <input type="checkbox"/> 充電式などのラジオ |
| <input type="checkbox"/> カセットコンロ・ガスボンベ | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> ポリ袋 |
| <input type="checkbox"/> 常備薬 | <input type="checkbox"/> 乾電池 | <input type="checkbox"/> 食品包装用ラップ |

生活用品

大型ポリ袋は、給水袋やトイレの袋としても利用可能です。生活スタイルに合わせて、必要な物を用意します。

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 生活用水 | <input type="checkbox"/> 生理用品 | <input type="checkbox"/> 充電式などのラジオ |
| <input type="checkbox"/> 持病の薬・常備薬 | <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | <input type="checkbox"/> 携帯電話の予備バッテリー |
| <input type="checkbox"/> 救急箱 | <input type="checkbox"/> ライター | <input type="checkbox"/> ラテックス手袋 |
| <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー | <input type="checkbox"/> ゴミ袋、大型ポリ袋 | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 |
| <input type="checkbox"/> トイレットペーパー | <input type="checkbox"/> 簡易トイレ | <input type="checkbox"/> 乾電池 |
| <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ | | |



「東京都発行『東京防災』P.87より引用」

📦 備蓄ユニットリスト

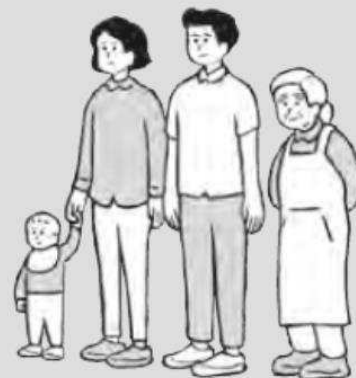


備蓄ユニットの品目や量

日頃から自宅で利用、活用している物を少し多めに備えるという考えが「日常備蓄」ですが、各家庭の抱える環境はさまざまです。各々の生活スタイルに応じて、自宅で避難生活を送るために備えておくべき品目や量を自分たちで考え、「備蓄ユニット」として揃えておくことが重要です。

参考モデル / 夫婦と乳幼児 1 人、高齢女性 1 人の 4 人の家族構成

- 父 東京太郎 (40)
教師：カレーが大好き
- 母 東京香 (36)
保険会社勤務：現在育児休暇中、
コンタクトレンズ使用
- 子 東京之介 (11ヵ月)
卵アレルギーがある
- 祖母 東京子 (70)
高血圧、入れ歯、耳が遠い



※おおよそ 3 日～ 1 週間程度の目安量

	日常使い (常にキープしておく分)	災害への備え
被災地の経験から	<input type="checkbox"/> 水 (1 人 1 日 3ℓ) <input type="checkbox"/> カセットコンロ 1 台、 カセットボンベ 6 本 <input type="checkbox"/> 常備薬・市販薬 各 1 箱	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ (1 人 1 日 5 回分程度) <input type="checkbox"/> 懐中電灯 2 個 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 手回し充電式などの ラジオ

「東京都発行『東京防災』 P. 88 より引用」


	日常使い（常にキープしておく分）	災害への備え
食品	<input type="checkbox"/> 主食 無洗米 5kg、レトルトご飯 6個、 乾麺 1パック、即席麺 3個 <input type="checkbox"/> 主菜 缶詰（さばのみそ煮、野菜など）各6缶 <input type="checkbox"/> レトルト 9パック <input type="checkbox"/> 缶詰（果物など）1缶 <input type="checkbox"/> 野菜ジュース 9本 <input type="checkbox"/> 飲料 500ml・6本 <input type="checkbox"/> チーズ、かまぼこなど 各1パック <input type="checkbox"/> 菓子類 3個 <input type="checkbox"/> 栄養補助食品 3箱、健康飲料粉末 1袋 <input type="checkbox"/> 調味料 各一式	
生活用品	<input type="checkbox"/> 大型ポリ袋・ゴミ袋 各30枚 <input type="checkbox"/> ポリ袋 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> ラップ 1本 <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー 5パック入り・5個 <input type="checkbox"/> トイレtpペーパー 12ロール <input type="checkbox"/> 除菌ウェットティッシュ 1箱・約100枚 <input type="checkbox"/> 使い捨てコンタクトレンズ 1ヵ月分 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ 10個 <input type="checkbox"/> 点火棒 1個	<input type="checkbox"/> 携帯電話の予備バッテリー 3個 （携帯電話の台数分） <input type="checkbox"/> ラテックス手袋 1箱・ 約100枚
女性	<input type="checkbox"/> 生理用品 約 60 個	
乳幼児	<input type="checkbox"/> スティックタイプの粉ミルク 約20本 （アレルギー対応） <input type="checkbox"/> 離乳食 1週間分以上 （アレルギー対応） <input type="checkbox"/> お尻拭き 1パック <input type="checkbox"/> おむつ 約70枚	
高齢者	<input type="checkbox"/> おかゆなどのやわらかい食品、高齢者 用食品 1週間分以上 <input type="checkbox"/> 常備薬（処方薬）1ヵ月分 <input type="checkbox"/> 補聴器用電池 6個 <input type="checkbox"/> 入れ歯洗浄剤 約30錠	

※上記リストを参考にしながら、各家庭に合ったものを揃えましょう。


※まずは3日分を目標に、1週間やその先も見据えた備蓄を。

「東京都発行『東京防災』P.89より引用」

(2) 家屋の安全対策



室内の備え

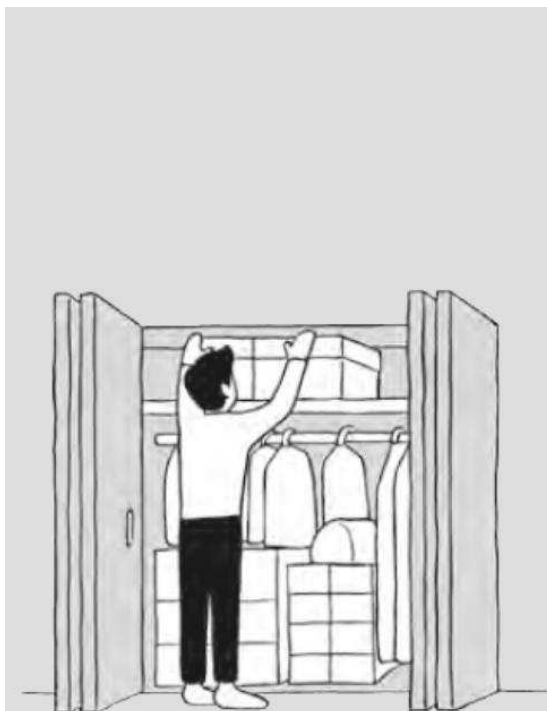




地震負傷者の30～50%は家具類の転倒・落下・移動

近年の地震による負傷者の30～50%は、家具類の転倒・落下・移動が原因です。部屋に物を置かないことが最大の防御。次に下敷きにならないように家具類を配置する。その上で器具による家具類の転倒・落下・移動防止対策を行えば、ケガのリスクを低くすることができます。

「東京都発行『東京防災』P.94より引用」



なるべく部屋に物を置かない

納戸やクローゼット、据え付け収納家具に収納するなど、できるだけ生活空間に家具類を多く置かないようにします。緊急地震速報を聞いたとき、すぐに物を置いていない空間に避難すれば安全です。



避難経路確保のレイアウト

ドアや避難経路をふさがないように、家具配置のレイアウトを工夫しましょう。部屋の出入り口や廊下には家具類を置かないように、据え付けの戸棚に収納。さらに引き出しの飛び出しに注意し、置く方向を考えます。



火災などの二次災害を防ぐ

家具類がストーブに転倒・落下・移動すると、火災などの二次災害を引き起こす危険があります。また、発火のおそれがある家具・家電も転倒・落下・移動防止対策が必須です。

「東京都発行『東京防災』 P. 95 より引用」

(3) 安否確認と情報収集（掲載されている詳細は、『東京防災』の該当ページです。）



安否確認と情報収集





**NTTが提供する
災害用伝言ダイヤル「171」**
被災者が安否メッセージを登録し、それ以外の人々がそれを聞く「声の伝言板」です。 **詳細 ➡ 226 ページ**



災害用伝言板
携帯電話会社が提供し、携帯電話やスマートフォンから安否情報の登録や確認をすることができます。 **詳細 ➡ 227 ページ**



東京都防災ホームページ
平常時は災害の備え、災害時には被害状況などを提供するので、日頃からアクセスして確認しておく役立ちます。 **詳細 ➡ 270 ページ**



東京都防災マップ
東京都防災ホームページ内の防災マップでは、防災施設の情報、災害時帰宅支援ステーションなどの検索や表示ができます。

「東京都発行『東京防災』 P. 128 より引用」

参考資料3 防災関連情報の連絡先・国分寺市からの情報発信

防災情報関連の連絡先

国分寺市市役所（代表）	☎	042-325-0111
国分寺消防署	☎	042-323-0119
戸倉出張所	☎	042-324-0119
西元出張所	☎	042-325-0119
小金井警察署	☎	042-381-0110
ボランティア活動センターこくぶんじ	☎	042-300-6363
東京電力多摩カスタマーセンター	☎	0120-995-662
東京ガスお客さまセンター	☎	0570-002-211
NTTお客さまセンター	☎	0120-116-000
東京都水道局多摩お客さまセンター	☎	0570-091-101



国分寺市からの情報発信

災害時には、市は様々な手段を使って市民の皆さんに情報を発信します。
地震の発生後は、被害状況によっては情報を入手しにくくなることも考えられます。
複数の情報源を前もって知っておき、正確な情報を入手しましょう。

防災無線
ダイヤルイン

☎ **042-312-2000**
防災行政無線から放送した情報を電話で確認できるサービスです。
確認できる情報は、定時放送(夕方のチャイム・子どもの見守り放送)以外の放送です。

生活安全・
安心メール

市内で発生した事件・犯罪や災害に関する情報を配信するサービスです。
右記 QR コードを携帯電話のバーコードリーダー機能等で読み込んでください。自動的にメールの送信先が「koku@kmel.jp」になりますので、そのまま空メールを送信してください。自動返信メールが来ますので登録フォームにアクセスしてください。



エリアメール

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが提供する緊急速報メール配信サービス(緊急性の高い災害情報を一定の範囲内にあるメール受信機能を有する携帯電話に一斉に配信するサービス)を活用し、携帯電話へ災害時に必要な情報を配信します。
対象者は市の区域内に在住し、配信サービスを受信することが可能な携帯電話をお持ちの方となります。(事前申し込み不要)
帰宅困難者への情報、避難所の開設状況、土砂災害警戒情報等を提供します。

ツイッター

@**kokubousai**
ツイッターはパソコンや携帯電話、スマートフォンなどから 140 文字以内の短文を投稿して情報を発信するコミュニケーションサービスです。利用は無料で、電子メールアドレスがあればどなたでも登録可能です。また、閲覧するだけなら登録も不要です。
携帯電話やスマートフォンなどから利用する場合、パケット通信料を定額制にしていない場合などは、高額な通信料が課金されることもありますので、ご注意ください。

■ 参考資料

参考資料4 災害協定について

市では災害に備えて姉妹都市をはじめとする行政や医師会などの医療関係機関および各種団体・民間企業などと災害協定を締結し、災害時における役割などを定めています。

平成31年4月1日時点においては、61の災害協定を締結しており、主な協定内容や協定締結団体は下表のとおりです。

協定種別	協定内容	主な締結団体等
全般	救援物資、資機材提供、職員派遣等	佐渡市、多賀城市、太宰府市等
救急救護	治療・応急処置、医薬品の確保等	国分寺市医師会・歯科医師会・薬剤師会等
避難所利用	避難所の利用	立川市、小金井市、国立市、小平市、府中市
消防	大規模火災時の消火応援	立川市、小金井市、国立市、小平市、府中市
食料・他	食料品、生活必需品の調達	東京むさし農業協同組合、コープ東京等
医薬品・日用品他	医薬品・日用品の調達	(株)サンドラッグ、(株)マツモトキヨシ
福祉避難所	乳幼児、障害者、被災高齢者等の緊急受け入れ	私立認可保育園運営法人、障害サービス事業者、福祉法人等
災害復旧	建設資機材、労力等の提供	国分寺市建設組合・建設業協会等
避難所生活物資	段ボールベッド等の提供	セッツカートン(株)、Jパックス(株)

詳しい災害協定の内容や締結団体等については、以下よりご確認ください。

- 国分寺市ホームページ > 暮らしの情報 > 防犯・防災 > 防災 > 災害協定
- 問合せは、国分寺市防災安全課 042 - 325 - 0111 (内線 : 220)



参考資料5 災害時における水の確保

(1) 給水拠点

市では、飲料水の確保のため、災害時において以下に示す給水拠点を設けるものとしています。ただし、各家庭で必要な当面の飲料水については、備蓄をお願いします。

○浄水所

東京都立川給水管理事務所から職員が参集し、開場します。その後、市の災害対策本部と連携し、被害状況の把握等を進め、開放の有無を判断します。

施設名	所在地	確保水量
東恋ヶ窪浄水所	東恋ヶ窪2-5-8	1,220 m ³
北町第二浄水所	北町4-1-5	5,800 m ³

○応急給水栓

地区防災センター（第五小、第九小）が開設され、給水の条件が整えば、地区防災センターで飲料水を確保することができます。

(2) 生活用水の確保

○むかしの井戸

本地域内には、5か所の「むかしの井戸」が設置されています。災害時には生活水としての利用が可能です。

名称	所在地	備考
室内プール前井戸	西恋ヶ窪3-33-3	市民室内プール西側
なかよし井戸	日吉町3-10-3	なかよし公園内
ポプラ井戸	日吉町4-2-21	ポプラ公園内
内藤橋井戸	内藤1-28-20	内藤橋公園内
さつき井戸	内藤1-20-19	内藤さつき公園内



内藤橋公園

- 内藤橋公園、なかよし公園では、毎月第1火曜日の10時から、井戸端会議を開催しています。
- ポプラ公園では、毎月最終日曜日の10時から、井戸端会議を開催しています。
- 気軽にご参加ください。

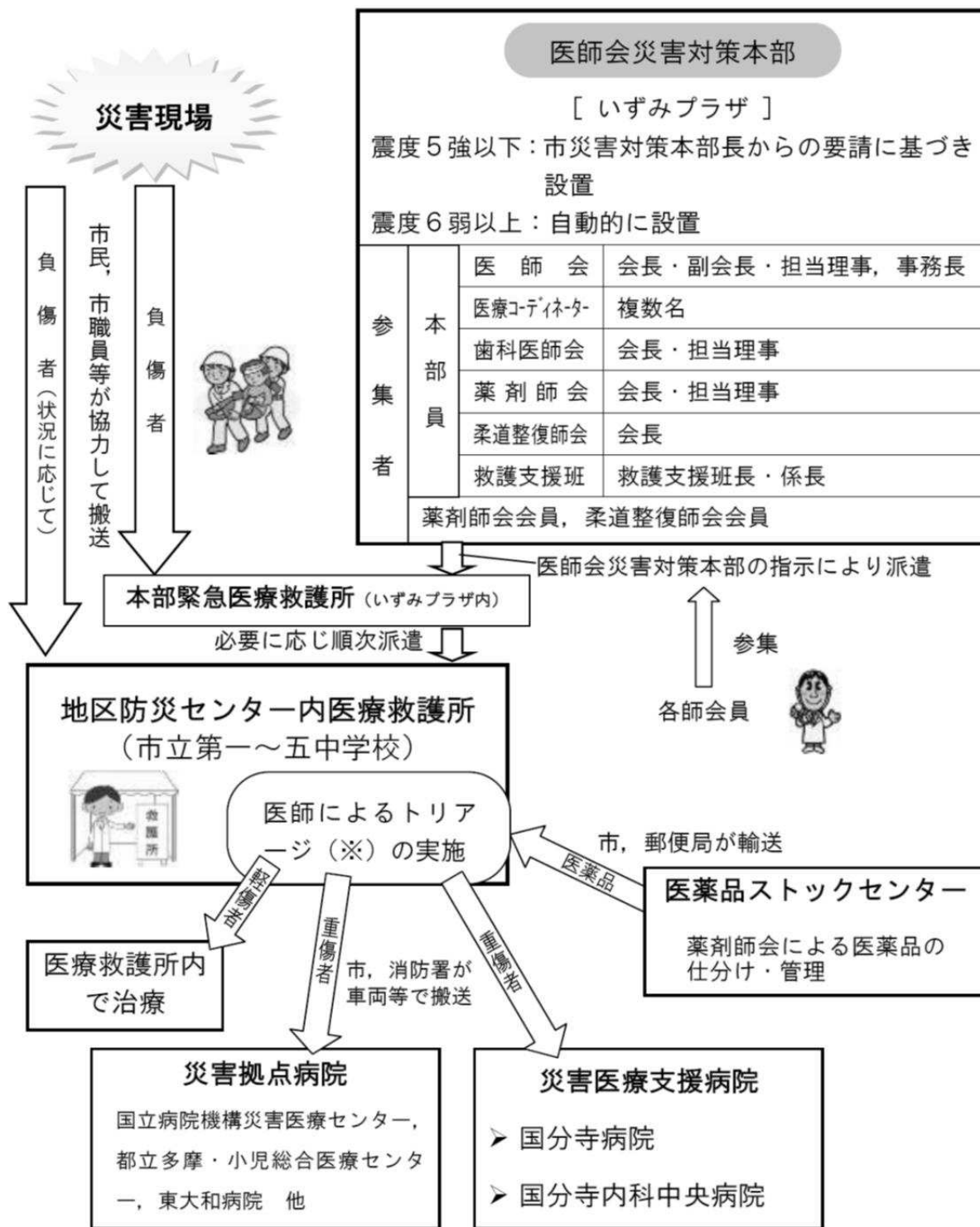
「井戸端会議」とは、井戸周りの簡単な清掃、簡易水質検査（パックテスト）などを行いながらご近所の皆さんがお互いに交流する場です。



■ 参考資料

参考資料6 災害時の医療体制<国分寺市地域防災計画より>

国分寺市における災害時医療救護の流れは、下図に示すとおりとなります。



※トリアージ・・・災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

参考資料7 リ災証明書と被災証明書について

(1) リ災証明書と被災証明書

○リ災証明書

リ災証明書とは、自然災害による住家の被害程度等の内容を証明するものです。

被災者生活再建支援金をはじめとした、各種被災者支援制度の適用判断に活用されます。

○被災証明書

一方、被災証明書は、被災者からの被災の届出を受け、被災した事実を証明するものです。

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、申請に係る必要書類に指定されるケースがあります。

- リ災証明書および被災証明書は、**被災者の申請によって発行**されるものです。
- 災害時における市の情報に注意しながら、申請を行うようにしましょう。



(2) 国分寺市の活動体制

○協力班：課税課、納税課

⇒被災家屋調査、リ災台帳の作成、リ災証明書の発行に伴う判定結果への説明、その他業務

○市民生活班：市民課、協働コミュニティ課

⇒リ災証明書の発行、その他業務

○防災安全課（リ災証明書の発行と同時に行うことを想定）

⇒被災証明書の発行、その他業務



※便宜的にリ災証明および被災証明に関連する業務以外に関することを、その他業務としています。

<注意事項>

☆被災家屋調査が完了するのに多くの時間を要するため、リ災証明書等の申請受付開始期間は被害状況により異なります。

☆そのため、国分寺市地域防災計画では、1～3か月と明記しています。例えば、市内全域約3万棟が被災し、遅滞なく被災家屋調査を行った場合、約3か月の期間がかかることを想定しており、市内全体の被害状況をもとに、申請受付会場等を決定し、市民へ広報するものとします。

☆対応する担当課が市民課となっている場合でも、必ずしも市役所の市民課へ提出するわけではありません。被害規模等に応じて、市内公共施設に特設会場を設ける場合もあります。

■ 参考資料

参考資料 8 関連する計画・報告書等

本計画を策定するにあたり、参考とした文献および本計画を策定するために行った住民アンケート調査、まち歩きの結果により作成した防災情報マップ等は以下のとおりです。

番号	計画・報告書等	発行年次
1	国分寺市発行資料 1-1 国分寺市地域防災計画 1-2 国分寺市地域防災計画 <概要版> 1-3 地区本部 運営マニュアル（標準版） 1-4 国分寺市防災マップ 1-5 市内のハザード情報 国分寺市が発行している報告書等は、市のホームページ（下記 URL）から入手することができます。 http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/bousai/index.html	平成 30 年 修正 平成 30 年 修正 平成 31 年 3 月 31 日 平成 31 年 3 月
2	東京防災（東京都）	平成 27 年 9 月 1 日
3	地区防災センター運営マニュアル 国分寺市立第五小学校	平成 26 年 3 月 平成 30 年 12 月改訂
4	地区防災センター運営マニュアル 国分寺市立第九小学校	平成 29 年 10 月 平成 30 年 12 月改訂
5	内藤・日吉地域 第 1 回防災まちづくりアンケート結果 報告書	平成 29 年 10 月
6	内藤・日吉地域 第 2 回防災まちづくりアンケート結果 報告書	平成 30 年 11 月
7	我がまちの防災情報マップ 内藤・日吉地域連合防災会 北部エリア	平成 30 年 11 月
8	我がまちの防災情報マップ 内藤・日吉地域連合防災会 中部エリア	平成 30 年 11 月
9	我がまちの防災情報マップ 内藤・日吉地域連合防災会 南部エリア	平成 30 年 11 月
10	内藤・日吉地域連合防災会防災まちづくりニュース（No. 1～No. 10）	継続発行中

【内藤・日吉地域連合防災会 地区防災計画の策定について】

本計画は、毎月の防災会幹事会で議論を行いながら、策定したものです。

また、策定にあたっては、「国分寺市 総務部 防災安全課 防災まちづくり係」および専門のコンサルタントとして「株式会社 都市計画21」の協力を得ています。

<本計画の策定に参加した防災会役員・幹事>

- ◆ 龍神 瑞穂 (防災会会長)
 - ◆ 稲葉 敏子 (事務局長)
 - ◆ 荒川 隆二
 - ◆ 石井 仁
 - ◆ 石川 真澄
 - ◆ 泉 陶生
 - ◆ 稲葉 武彦
 - ◆ 大槻 美奈子
 - ◆ 近江 吉郎
 - ◆ 岡部 宏章
 - ◆ 奥 信吾
 - ◆ 鹿島 義之
 - ◆ 児玉 志織
 - ◆ 佐藤 孝
 - ◆ 下鳥 君子
 - ◆ 田倉 玉恵
 - ◆ 竹野 日出雄
 - ◆ 堀口 俊子
 - ◆ 本橋 巧
- (敬称略)

<株式会社 都市計画21>

- ◆ 鵜沢 賢一 (計画1部 部長)
- ◆ 小松 千江子 (計画1部 主任)

内藤・日吉地域連合防災会
地区防災計画

令和元年 12 月 発行

防災会へのお問合せ・入会申し込みは
内藤・日吉地域連合防災会 会長 龍神 瑞穂 (090-2533-3435)
事務局長 稲葉 敏子 (090-9150-3030)